

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

No.	意見 ()内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ()内のページ数は変更後のページ数
1	<p>■項目及びページ p. 12～28 調査結果からみる障がい者の現状</p> <p>■意見 次回の調査結果のアンケートに「親なき後」に関連する項目（意思決定支援に引き合わせる体制の整備）を追加するべきである。市政や障害福祉計画等の策定委員会の委員の方々のご意見をお聞きたい。</p> <p>■理由 p. 29基本指針の概要に障害者等の自己決定の尊重と意思決定支援の支援がありますが、特に大事なことは身内など代弁できる人がいなくなっても、本人が適切な支援を受けて地域生活を続けるには、思いに耳を傾け、本人自身の意思決定に向けて働きかけ、適切な選択肢を与えたり、意思を代弁したりして意思表出を支援し、本人への実際の支援につなげてくれる人・支援体制が必要である。相談支援員には、じっくり時間をかけて本人に向き合う時間的余裕がないし、関係者で会議を開く前に、丁寧に働きかけている体制や支援者間の共有認識の形成が必要である。 羽島市成年後見促進計画を策定するので、同計画の関連性もあり市民がどのような不安を持っているか実態把握をする必要があるため。</p>	<p>ご主旨に関しては、次回の計画策定時の参考とさせていただきます。（アンケートの内容につきましては、策定委員会等で検討を行う予定です。）</p>
2	<p>■項目及びページ p. 12～28 調査結果からみる障がい者の現状</p> <p>■意見 第1回障害者福祉計画等の策定委員会でアンケートの項目に「サポートファイル」を含むべきとの意見があったようですが、今回は概略のために掲載されておりませんが、結果としてどのような傾向があったのか？またその結果を受けてサポートファイルの周知・活用に向けて福祉・教育・医療機関等との連携をどのようにしていくのか障害者計画も3年ごとに見直しをされるとのことで、同計画書でのサポートファイルに関する文面訂正も含めて、「方策と今度の方向性」についてご説明してもらいたい。 特に担当課が「教育分野」となっていますので、「福祉分野」（障害福祉事業所・健幸福祉部）としてサポートファイルの周知・活用方法について述べてください。</p> <p>■理由</p>	<p>アンケート調査の結果につきましては、計画策定後に市ホームページに掲載予定です。 「福祉分野」としましては、教育や保健等の関係部局及び関係機関・関係事業所と連携して、周知及び活用の推進を行います。</p>
3	<p>■項目及びページ p. 12～28 調査結果からみる障がい者の現状 p. 24 障がいや病気を正しく理解するために必要なこと p. 32 障害者の社会参加を支える取組</p> <p>■意見 以下の取組に関する内容を同計画書に追加記載すること。 ・地域共生社会の実現に向けた取組で障がい者の社会参加に向けた支援・地域づくり支援</p> <p>■理由 p. 24のアンケートで「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」が上位です。またp. 32では障害者の社会参加を支える取組で文化芸術・読書の推進が明記されていますが、障がい者や国の基本指針で示されながらも同計画では社会参加についての具体的な施策が明記されていません。よって羽島市としての取組を示すべきである。また取組の活用策として地域生活支援事業（市町村事業）の任意事業において社会参加支援があります。（レクリエーション活動支援、芸術文化活動振興、家庭・教育・福祉連携推進事業等）。これらの事業を活用して障害者の社会参加支援を推進されますか？合わせてご回答をお願いしたい。</p>	<p>国の指針において、芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進するとされています。 岐阜県では、岐阜県障がい者芸術文化支援センター（TASC岐阜）が岐阜市に設置されています。 羽島市としては、関係機関と連携して情報の収集と提供をしてまいります。 P.32については、国の基本指針の大枠を記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、地域生活支援事業のレクリエーション活動等支援については、現時点において実施の予定はございません。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

4	<p>■項目及びページ p. 33～38 同計画における成果目標と実績 p. 34(2)精神障がいにも対応した地域包括システムの構築</p> <p>■意見 実績で「設置」とされておりますが、私が知る範囲では今年を含む3年間で羽島市障害者総合支援協議会において、保健、医療、福祉関係者による協議本会議もしくは専門部会(相談支援部会)で協議していないと考えます。協議する機会もなく「場だけ設置」というのはよくないと考えます。以下の質問をしますのでご回答してください。 ①この3年間で精神障がいにも対応した地域ケアシステムに関する議論はいつ頃(時期)されましたか？ ②もしまだ協議していなければ、議題としていつされますか？時期を教えてください。 ③専門部会とありますが、専門部会を設置して協議するご予定はありますか？</p> <p>■理由</p>	<p>①羽島市障害者総合支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては議題としておりません。 ②議題として取り上げる時期については、現時点において未定です。 ③現時点において専門部会の設置の予定はございません。</p>
5	<p>■項目及びページ p. 33～38 同計画における成果目標と実績 p. 35② 就労移行支援事業の利用者数</p> <p>■意見 令和2年度(2020年度)の就労移行支援事業の利用者数で実績10人(見込み)となっておりますが、令和元年度行政報告書p. 39訓練等給付費では就労移行支援費は実利用者数が21人となっております。利用人数の幅に10人単位の幅のブレがありますが、2つの資料で利用者人数の数値の違いの要因は何なのか、ご説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>行政報告書の人数については、令和元年度における就労移行支援の実利用者数を計上しており、計画書に記載の人数については、令和2年度の利用者見込み数であるため、数値に差があることもあるかと思えます。 実利用者が減ったことが原因として考えられます。</p>
6	<p>■項目及びページ p. 33～38 同計画における成果目標と実績 p. 36③ 就労移行支援事業所の就労移行率</p> <p>■意見 令和2年度の就労移行支援事業所数が実績0か所とのことで、特に今後影響が大きいのは特別支援学校の生徒等、就労継続支援B型事業を利用するにあたって、あらかじめ就労移行支援事業を利用してアセスメントを行うことが必須になってきますが、市内に就労移行支援事業所がないと非常に不便になります。調査結果の就労についても障がい者が一般就労しても馴染めずに離職するケースが相次いでいます。企業向けの羽島市特別支援学校見学会が開催され企業と生徒(障がい児)達の関連性が深まればそのための訓練施設として大切です。事業所が撤退したから0か所ですと、機械的にするのはなく飛騨市のように足りない分野の事業所があれば誘致活動をする、何らかの働きかけをしていただきたい。</p> <p>■理由</p>	<p>ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、事業を実施するなかで参考とさせていただきます。 p. 36につきましては、現行計画の目標に対する実績でございますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

7	<p>■項目及びページ p. 33～38 同計画における成果目標と実績 p. 38④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <p>■意見 実績で「設置」とされておりますが、私を知る範囲では今年を含む3年間で羽島市障害者総合支援協議会において、保健、医療、福祉関係者による協議本会議もしくは専門部会(相談支援部会)で協議していないと考えます。協議する機会もなく「場だけ設置」というのはよくないと思います。以下の質問をしますので、ご回答してください。 ①この3年間で医療的ケア児支援のための議論はいつ頃(時期)されましたか？ ②もしまだ協議していなければ、議題としていつ実施しますか？時期を教えてください。 ③専門部会で議論する市町村は岐阜市をはじめとして多くの市町村で実施されておりますが、専門部会を設置して協議するご予定はありますか？</p> <p>■理由</p>	<p>①羽島市障害者総合支援協議会において、医療的ケア児支援については議題としておりません。 ②議題として取り上げる時期については、現時点において未定です。 ③現時点において専門部会の設置の予定はございません。</p>
8	<p>■項目及びページ p. 33～38 同計画における成果目標と実績 p. 38④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <p>■意見 コーディネーターについては、市及び市内相談支援事業所に配置しています。とありますが、配置人数を示しておりません。そこで以下のご質問をしますのでご回答してください。 ①羽島市内の医療的ケア児コーディネーターは何名ですか？ ②岐阜県などが実施している「医療的ケア児等コーディネーター養成研修・支援者養成研修」を受講されたということよろしいですか？</p> <p>■理由 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(最終改正 令和二年度厚生労働省告示第二百十三号)によりますとp. 39に「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」とあり、配置人数の見込みを設定するとあります。国の指針ですので、コーディネーターの人数は明らかにしてください。</p>	<p>①市で把握している人数としては、4名です。 ②その解釈で結構です。</p>
9	<p>■項目及びページ p. 39同計画における成果目標 (1)福祉施設の入居者の地域生活への移行</p> <p>■意見 令和元年度末の施設入所者数は47人とのことですが、岐阜県障害者施策推進協議会令和2年度第1回資料によりますと、市町村別の入所待機者数は羽島市が次期計画に入所希望10人(今すぐ5人、3年以内5人)、時期未定6人合計16人いると示されました。これは第3期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所数の設定などの見通しを立てるため調査されているようですが、現状から勘案しますと施設に入りたい方は多数いるが、空きがない状態ということでしょうか？羽島市では岐阜県のように将来見通しを立てた調査はされたのでしょうか？羽島市として岐阜県の入所待機者数の資料についてご説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>数値だけを見れば県全体でも、ご意見の通り施設に入りた方はいるが、空きがない状態であると考えます。参考の資料については、岐阜県より提供されており、把握しています。施設入所に関連して市で行った調査については、「将来希望する生活の場」、「家族からの介助が受けられなくなった場合について」「今後利用したいサービス等」において確認しています。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

10	<p>■項目及びページ p. 39～43 同計画における成果目標</p> <p>■意見 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の数値目標を設定して計画書に追加記載すべきである。 ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) ・精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)</p> <p>■理由 意見の内容につきましては厚生労働省HP第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要に掲載されておりますし、羽島市同計画書p. 30(精神病床における長期入院患者の地域生活への移行支援等)と記載されています。 国の指針であり国の指示で計画書を策定しておりますので、手順通りに数値目標をするべきです。</p>	<p>ご主旨につきましては、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aにおいて、「都道府県のみでの設定で差し支えない」とされていることから、市において数値目標の記載はいたしません。 (市において、当該数値を把握しておらず、目標の設定及び実績について計上できません。)</p>
11	<p>■項目及びページ p. 40(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させなさい。 <u>地域生活支援拠点等の整備をし、羽島市障害者総合支援協議会において年1回以上運用状況を検証及び検討いたします。</u></p> <p>■理由 同計画書の文面で2点、重要なことが抜けております。①どの場で②誰が検証するのかです。 この2点が定まっていなければ非公開で検証及び検討することになり、「実際は運用状況を検証及び検討をしていないのにやりました」と口実をつくれることになり、オープンにしなければ疑われますし、では検討した結果、何が課題だったかさえも分かりません。 よってオープンな場で運用状況を検証及び検討すべきなのは当然だと考えます。 どうしても非公開でやるのであれば、運用状況の結果は市HPに公表してくれるのですか？</p>	<p>地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討については、ご意見のとおり羽島市障害者総合支援協議会において行う予定ですが、現在地域生活支援拠点の運用について検討している状況であるため、原案のとおりとさせていただきます。公表の方法等についても、検討します。</p>
12	<p>■項目及びページ p. 41 ②就労定着支援事業者の利用者数 ③就労定着支援事業者の就労定着率</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・令和5年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の数値目標を設定すること。 ・就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所数の数値目標を設定すること。</p> <p>■理由 羽島市同計画書p. 40の福祉施設から一般就労への移行にて表で記載され各項目に対する数値目標を設定していただき、意見の内容に関しても文面で表記するのではなく数値目標を設定すべきです。文面では曖昧な表現は計画書としてふさわしくありませんし、目標に対して達成した成果を表すべきと考えます。</p>	<p>国の指針に則して目標設定しておりますので、原案の通りとさせていただきます。 なお、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度の一般就労移行者数が目標値を達成し7人であった場合はその7割ですので、5人という目標値になると考えていただければ結構です。(ただし就労定着支援の対象としては、6月の就労継続が必要ですので、差が生じる可能性がございます。)また、現時点において、就労定着支援事業の事業所は市内にございません。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

13	<p>■項目及びページ p. 42(4)障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>■意見 以下の文面を修正して計画書に反映させること。 圏域内において保育所等訪問支援を利用できる体制 ↓ 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。</p> <p>■理由 国の基本方針で示している通り全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本と書いてあるのに、計画段階で「圏域内において」と最初からできません、やりません、という表現にしか聞こえません。児童発達支援センターは中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す必要があります。ただ建物の規模が基準に満たした(ハード面)では意味がありません。機能(ソフト面)の強化が必要です。必要な人材が不足しているのであれば、同計画p. 32(6)障害福祉人材の確保で提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保をしていく必要がありますから、協議会などを活用して事業所のニーズを把握してどの分野で障害福祉人材が不足しているのか、そして育成を担うために行政と民間の連携が大切なのではないですか？羽島市はその部分に対して民間任せで行政は関与していないと思います。また羽島市同計画書p61今後の方向性として「事業所の施設整備などを支援する」とあるので羽島市単独で実施できる取組内容の文面であり目標と不一致である。</p>	<p>当該箇所を「圏域内において保育所等訪問支援を利用できる体制を維持するとともに、さらなる充実を図ります。」と修正いたします。</p>
14	<p>■項目及びページ p. 43(5)相談支援体制の充実・強化等</p> <p>■意見 以下の下線を追加して計画書に反映させること。 令和5年度末までに、<u>基幹相談支援センター</u>で総合的・専門的な相談支援体制を確保することを目標とします。</p> <p>■理由 基幹相談支援センターを設置するとのことですが、そもそも同センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体・知的・精神障害)が基本事項となります。また同計画書p.43(5)相談支援体制の充実・強化等の項で「令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援体制を確保することを目標とします」と記載されておりますので、意見の下線部分は必要であると考えたため。</p>	<p>総合的・専門的な相談支援体制につきましては、ご意見のとおり基幹相談支援センターも含まれますが、委託相談や特定相談を含めての体制を想定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
15	<p>■項目及びページ p. 43(5) 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・相談支援体制の充実・強化等に対する数値目標を設定すること ①相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ②相談支援事業者の人材育成の支援件数 ③相談機関との連携強化の取組の実施回数</p> <p>■理由 p. 45国の基本方針の文面で総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する、とあります、目標項目を設定してやるべきだと考えます。 「相談支援従事者の人材育成を図ります」という文面ではどうやって人材育成をするのか方法が記載されておられません。こういう中途半端な記載は計画書としてふさわしくありません。詳細な中身を示してこそ計画書として意義があると私は考えます。</p>	<p>ご主旨につきましては、計画書に追加して記載します。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

16	<p>■項目及びページ p. 43(6)障害福祉サービス等の質の向上～</p> <p>■意見 以下の事柄に対して数値目標を設定して計画書に反映させること。 ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導監査結果の関係市町村との共有</p> <p>■理由 同計画書p. 43の別表第一の十に示している通り、参加人数、実施回数、共有回数の見込みを設定すると記載されています。つまり数値目標を示すということです。国の指針どおりに「数値目標を設定」して記載するべきと考えます。</p>	ご主旨につきましては、計画書に追加して記載します。
17	<p>■項目及びページ p. 32とp. 33の間</p> <p>■意見 以下の事柄について説明と羽島市のニーズ見直し、対策も含めて追加して計画書に反映させること。 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障 ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 ⑥依存症対策の推進</p> <p>■理由 厚生労働省のHP 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要にひな形が掲載されています。</p>	ご主旨につきましては、計画書に追加して記載します。
18	<p>■項目及びページ p. 44～52 サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性</p> <p>■意見 以下の文章を「サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性」欄に追加記載すること。 ・介護保険事業者に対しても新規の参入を働きかけていきます</p> <p>■理由 共生型サービスは2018年4月に法改正されたサービスです。障害福祉サービスでは「居宅介護および重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」が該当します。共生型サービスの導入により介護、障害福祉の両事業所は双方の認定を受やすくなったので、共生型サービス事業所を羽島市内に広めていく必要があると感じたため。</p>	ご主旨につきましては、「事業者等に対して助言・援助」や「新たな事業所の参入」という言葉に包含されているため、原案のとおりとさせていただきます。

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

19	<p>■項目及びページ p. 49(2) 日中活動系サービス サービス見込み量確保のための～</p> <p>■意見 以下の文章を追加して計画書に反映させること。 ・就労支援については離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援も含めて、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。</p> <p>■理由 ①障害福祉サービス等及び～基本的な指針p. 16に意見の内容が記載されております。 ②羽島市第六次総合計画後期実施計画p. 39では「障がい者の雇用確保に向けた特別支援学校の見学会や合同企業説明会の開催」と記載されており、私見では在校生向けと考えております。意見の内容は障がい者の雇用促進の理解が事業者の間でご理解が深まっていない、また新型コロナの影響で大変難しい状況は察しておりますが、離職者は卒業生に対する支援も考えていくべきなのだと考えます。 担当課(商工観光課?)のご意見をお伺いしたい。</p>	<p>ご意見につきましては、ご主旨の内容を加え「特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、対象者に対して十分な情報を提供できるよう努め、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。」に修正いたします。</p>
20	<p>■項目及びページ p. 49(2) 日中活動系サービス サービス見込み量確保のための～</p> <p>■意見 以下の文面を修正して計画書に反映させること。 特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。 ↓ 特別支援学校及び就労支援機関や企業などの関係機関及び団体との連携により、利用者が希望する一般就労の実現や就労定着率の向上を目指します。 (質問)企業に一般就労しても仕事・職場雰囲気になじめず離職するケースもあります。就労定着率に対する支援はどのような政策があるのか教えてください。</p> <p>■理由 同計画の成果目標として福祉施設から一般就労への移行があります。これが今後の方向性なので福祉施設から一般就労への移行を踏まえた数値目標や今後の方向性を計画書に記載するべきである。</p>	<p>ご主旨については、ご意見の19にて修正いたしました。</p> <p>就労定着に対する支援につきましては、障がい福祉サービスにおいては、就労定着支援というサービスがございます。企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。</p>
21	<p>■項目及びページ p. 50(3) 居住系サービス</p> <p>■意見 「共同生活援助(グループホーム)の見込み量として問題となってくるのが障害者グループホーム不足問題です。施設の定員数に対して入所している、希望している対象者が上回る傾向にあり、また障害者種別(知的・身体)では身体の方向けのグループホーム整備が全国的に少ない傾向と聞きます。また羽島市内に施設があっても市外の方も施設として受け入れています。高齢者向け(もしくは認知症)の施設やグループホームは羽島市HPで公表しているので現状を把握しやすいですが、障害者の場合は情報が全くありません。またそこで以下の質問をお尋ねします。障害福祉サービス基本的指針では「利用が見込まれる・家庭からグループホームに入所する者の数」などの利用者数の見込みを設定するよう通知があります。つまりアンケート調査ではわかりづらく普段から状況を把握している必要があります、以下のご質問をします。 ①羽島市内の障害者グループホームの総定員数 ②現在の同施設の利用人数と空き状況 ③今後の親なき後を見据えた対策としてグループホームの整備予定について ④行政として市外事業者の共同生活援助の誘致の是非について</p> <p>■理由</p>	<p>①市内に所在するグループホームの利用定員数の合計は169人です。</p> <p>②利用人数及び空き状況については把握していません。</p> <p>③計画書にも記載がございますように、グループホーム等の社会資源の拡充が必要であると考えます。</p> <p>④選択肢が増え、社会資源の拡充という面では良いと考えます。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

22	<p>■項目及びページ p. 51～52 (4)相談支援 p. 52サービス見込み確保のための～</p> <p>■意見 以下の文面を訂正して計画書に反映させること 羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会等において、相談支援員の質の向上の促進を図ります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会を中心に、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援員の質の向上の促進を図ります。</p> <p>■理由 基幹相談支援センターが市内に設置されます。機能のひとつとして地域の相談支援体制の強化の取組があり人材育成・相談機関との連携強化の取組があります。「基幹相談支援センター」という文言を入れるのは当然と考えます。</p>	ご意見を参考として修正いたします。
23	<p>■項目及びページ p. 51～52 (4)相談支援 p. 52サービス見込み確保のための～</p> <p>■意見 基幹相談支援センターでの相談支援専門員等の人材育成、相談支援事業者への助言・指導、サービス等利用計画の評価・検証についてどのように運営していくか説明してほしい</p> <p>■理由 平成30年度報酬改定で相談支援専門員1人当たりの標準担当件数が設定される、また報酬の低さから全国的に相談支援専門員不足であり、同計画書p. 51「計画相談支援」の見込みも増加傾向と予想されています。当件についての羽島市内の現状は詳しく存じ上げませんが、法人努力だけでは増加が難しい地域課題もあるそうです。 基本指針の概要に障害福祉人材の確保があります。同計画書の段階ではどのように障害福祉人材の確保をするのか具体的な施策が示されていないので、ご説明をお願いします。</p>	国の指針に示されておりますように、専門性を高めるための研修や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係機関等と協力して取り組んでいきます。
24	<p>■項目及びページ p. 53～56 第5章地域生活支援事業の見込み量～ p. 56 サービス見込み量確保のための方策～</p> <p>■意見 以下の文章を追加して計画書に反省させること ・成年後見等の権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワーク機能を効果的に発揮するための機能を果たす中核機関の整備に努め、利用促進に努める。</p> <p>■理由 羽島市第六次総合計画後期実施計画で「権利擁護に関する取組の推進」があり、中核機関を立ち上げ、成年後見制度の利用を促進するとあります。しかし上位計画に示されながら関連する下位計画(第6期羽島市障害福祉計画等)に全く掲載されていません。行政計画として不合理すぎていい加減に作っているのしか言いようがありません。 11月12日に第1回羽島市成年後見制度利用促進委員会が開催されました。判断能力が不十分な方の生命、財産等の権利を擁護するための取組です。特定の福祉分野を優遇することなく取り組んでください。</p>	ご意見の部分につきましては、あくまでも地域生活支援事業における、成年後見制度利用支援事業に関する見込みであり、一般的な成年後見制度の利用とは異なった内容となります。 ご主旨を勘案して、p.54の説明部分において、ご意見の内容を追記します。

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

25	<p>■項目及びページ p. 53～56 第5章地域生活支援事業の見込み量～ p. 54 (3) 成年後見制度利用支援事業</p> <p>■意見 以下の下線部分を修正して計画書に反映させること。 成年後見制度利用支援事業 令和3年度～5年度の見込み人数 「1」→「2人以上(最低)」とすること。 (質問)なぜ見込数を現状の「1」と設定したのか理由をご回答してください。</p> <p>■理由 成年後見制度利用支援事業で実績が1人、今後の見込みも1人となっておりますが、羽島市は成年後見制度利用促進基本計画を策定して各種成年後見制度に関する普及・啓発の取組をしていかなければならないと考えます。</p>	<p>ご意見の24の回答と重複しますが、当該事業に計上された人数については、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業の利用者数であり、一般的な成年後見制度の利用者数ではございませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、見込み数については、ここ数年の実績を勘案して設定しております。 ご意見24の【備考】で示していただきました参考資料からも分かりますように、事業の該当となる方が少ないことから、見込み数を横ばいとしております。</p> <p>なお、ご意見にございますように、成年後見制度に関する普及・啓発については、関係課と連携して取り組んでまいります。</p>
26	<p>■項目及びページ p. 59～60 (1) 障がい児通所支援 障がい児通所支援の見込み(1月あたり)の表</p> <p>■意見 以下の事柄を障がい児通所支援の見込み(1月あたり)のサービス種別とそれに対する実績・見込みを追加して計画書に反映させること。 ・サービス種別「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」 内容「地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。」</p> <p>■理由 厚生労働省HP 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要の雑形に意見の内容が含まれておりますが、羽島市の同計画書には抜け落ちております。よって国の基本指針なので省略せずに「障がい児通所支援の見込み(1月あたり)の表」に追加して計画書に反映させてください。</p>	<p>ご主旨につきましては、計画書に追加して記載します。</p>
27	<p>■項目及びページ p. 62(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ</p> <p>■意見 保育所・認定こども園～受け入れに関する見込みでサービス種別「放課後児童健全育成事業」が実績、見込みとも0人となっております。 国の基本指針では障がい児の受け入れをしなさいとされているにも関わらず、安全面の問題等により理由を述べていますが、その解消のためにどう対応するか全く議論も対策もされずに、ほったらかしにされております。 そこで近隣市町の状況をお調べになって以下のご質問に答えてください。 ①羽島市近隣市町の放課後児童クラブの障がい児の受け入れ状況はどうなっているか？ ②放課後児童クラブの障がい児の受け入れをしている自治体がある場合、安全面等の考慮をどのようにおこなっているか？ 1と2の質問を踏まえ、羽島市は時期として学童クラブの障がい児の受け入れ体制について議論・対応してくれますか？</p> <p>■理由</p>	<p>①近隣市町の放課後児童クラブでは、自治体による受け入れの人数等に差があるものの、小学校に通う障がいのあるお子さんの受け入れをしています。 ②安全面を考慮して、職員の人員を増やす自治体もありますが、頻繁に支援が必要な場合には、安全面、指導等を考慮し、少人数でお子さんに対応可能な放課後等デイサービスのご利用を紹介しています。</p> <p>市では放課後児童教室の実施のため、随時、支援員の確保に努めています。しかし、支援の必要なお子さんが安心して教室で過ごすために必要な人材確保が十分にできない状況です。よって現時点において支援の必要なお子さんの受け入れ時期についてはお答えすることはできませんが、支援の必要なお子さんの受け入れ体制の整備に努めます。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

28	<p>■項目及びページ p. 59～62障がい福祉サービス提供の見込み量と確保の方策</p> <p>■意見 以下の事柄を見込み量の表を新規作成して計画書に反映させなさい。 (発達障がい者支援関係) ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加</p> <p>■理由 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(最終改正 令和二年度厚生労働省告示第二百十三号)のp. 40に記載されており国の指針なので羽島市の同計画書にも反映させるべきであるし、他市の計画書も同様の処置がなされている。</p>	ご主旨につきましては、追加して記載します。
29	<p>■項目及びページ p. 60(1)障がい児通所支援</p> <p>■意見 障がい児通所支援の見込み(1月あたり)</p> <p>■理由 令和2年度障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会の議事録要旨に「発達支援を行う事業所のチラシを見かけるが～施設の質という部分について不安を感じる」まさに私も同意見です。現に数年前に市内の発達支援事業所で給付費を不正受給して岐阜県は指定を取り消しました。ただ施設の質を向上させるということであれば、羽島市障害者総合支援協議会で設置している相談支援部会のように相談支援事業所が集まって情報交換・視察・想定対応等の取組をされています。それが児童通所支援事業所も同じように関連する市内の事業所が集まる機会を設けるべきと考えます。平成30年度羽島市総合支援協議会本会では「専門部会の在り方」についてご議論されましたが、翌年度以降に持ち越されました。そこでお伺いします。 ①その後の議論の状況はどうなっているのか？ ②議論の場の必要性についてどのように考えていますか？ 策定委員会に参加されている委員の方の意見もご発言願えれば幸いです。</p>	<p>①専門部会につきましては、相談支援部会がございます。その他の部会の設置については、現時点において予定がございません。</p> <p>②課題などについては、関係者が集まって都度検討する必要があると考えます。</p>
30	<p>■項目及びページ p. 64(3)計画の評価・進捗管理</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること。 ・年1回、点検・評価し、評価結果の公表を行い、次年度以降の～</p> <p>■理由 現行の羽島市障害者計画では意見の下線部分の文言が記載されておりますので、次年度以降も評価結果の公表をすべきです。これは前回の意見募集でも申しましたが、国の基本方針に書かれており、それを市政がお認めになられたので意見の文言が追加されました。 また同時期に意見募集されている羽島市環境基本計画(案)ではその結果を市ホームページ等において公表することとしますと記載されています。 市民に対して積極的な情報公開をすることは行政としても推進されていることではないでしょうか？ 令和元年度第1回羽島市総合支援協議会本会の場合でされたように計画書に対する結果公表のご対応をしてもらいたいです。</p>	ご意見のように修正いたします。

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

31	<p>■項目及びページ p. 44～62 第4章 障がい福祉サービス提供の見込み量と確保の方策</p> <p>■意見 次回以降の計画書からひな形を以下のように変更すること。 「調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況」 ↓ 【現状】【課題】</p> <p>■理由 調査結果(アンケート)から利用状況を調べるのは構いませんが、大事なことは平時からどのように障がい福祉サービスが利用されているかだと考えます。 つまり同時期に意見募集されている羽島市環境基本計画(案)のように【現状】・【課題】を示して【施策】を示すという構図で示されております。 今後「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」が整備される予定で現状把握が今後より重要になってきます。施策を決めるときはアンケート結果の傾向よりも平時の利用状況の方を勘案するのは当然だと考えます。</p>	<p>ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p>
32	<p>■項目及びページ p. 4 計画の期間</p> <p>■意見 羽島市障害者計画は2018～2023年までの計画期間ですが、現行計画書では2020年に「見直し規定」が記載されておりますが、策定委員会や意見募集されている障害福祉計画等に見直し内容が明記・公表されておられません。 見直しをした内容説明と、意見を求める・同意を求める場はどのような機会ですべて示してくれるのですか？ 委員の方々にお示しをされずに勝手に見直しをしました、という行為だけはやめていただきたい。 私見ですが見直すのであれば、「基幹相談支援センター」・「地域生活支援拠点」の設置、「成年後見制度に関する中核機関の設置」があり今後やっていく事柄ですので、詳細を含めて見直しをされる「障害者計画」に反映していただきたい。</p> <p>■理由</p>	<p>計画の進捗状況等につきましては、庁内各課及び関係する事業者等に確認をしています。 上記の確認の結果、施策の内容については、大幅な変更が無いため計画の修正はしていません。 ご主旨につきましては、障害者計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>
33	<p>■項目及びページ p.39(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加して反映させなさい。 令和2年度末に1か所地域生活支援拠点等についてどのような内容(整備手法、5つの機能のうち何を実施するのか)を記載しなさい。 (質問)昨年の羽島市障害者総合支援協議会の委員の意見で先進事例として「名簿登録方式(?)」をご提案されたと記憶しておりますが、羽島市は実施されますか？</p> <p>■理由 年1回以上運用状況を検証及び検討するといっても、羽島市が設置する地域生活支援拠点等はどのような形になるのか、例えば整備手法は「多機能拠点整備型」か「面的整備型」のどちらか、また5つの機能(緊急時の受け入れ・対応、相談支援機能、体験の機会・場の機会、専門性の確保、地域の体制づくり)のうちできない機能はあるのか?とか羽島市障害者総合支援協議会で1年間かけて議論した結果、どのように運営していくことにしたのか、大事な事柄なので記載・公表していただかないと困ります。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備については、現在協議会内で検討している状況であり、計画書においては原案のとおりとさせていただきます。 (検討の結果につきましては、ホームページで公開させていただきます。)</p> <p>実施方法については、実際に運用しながら関係者で検討をしてまいります。</p>
34	<p>■項目及びページ p. 54 (2) 相談支援事業</p> <p>■意見 ①以下の事柄をp. 54相談支援事業の見込みの表に追加して計画書に反映させなさい。 「住居入居等支援事業(住居サポート事業)実施の有無(実績、実績見込み、見込み) ②第5期障害福祉計画・障害児福祉計画では2020年度に実施の有無で「有」になっておりますが、実施見込みはどうなるのでしょうか？</p> <p>■理由 現行同計画書に記載されているので、次期計画書に記載するのも当然と考えます。</p>	<p>住宅入居等支援事業につきましては、地域生活支援事業の市町村事業として、実施見込みはございませんので、次期計画より削除しております。 住宅確保に関する支援については、羽島市も参加しておりますが、岐阜県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対して居住環境の安定化を図ります。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

35	<p>■項目及びページ 該当不明</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加して反映させなさい。 精神障害に対する重層的な連携による支援体制数値目標 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・協議の場における目標設定および評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数</p> <p>■理由 意見書と共に安城市同計画書にも記載されておりますが、基本指針における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、主に都道府県の取組ですが、その中で市町村は精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することになっています。よって国の基本指針なので羽島市でも数値目標を設定してください。</p>	<p>ご主旨につきましては、追加して記載します。</p>
36	<p>■項目及びページ p. 54(3)成年後見制度利用支援事業</p> <p>■意見 ①以下の事柄をp. 54成年後見制度利用支援事業の見込みの表に追加して計画書に反映させなさい。 「成年後見制度法人後見支援事業」 (実施の有無(実績、実績見込み、見込み)) ②第5期障害福祉計画・障害児福祉計画では2020年度に実施の有無で「有」になっておりますが、実施見込みはどうなるのでしょうか？</p> <p>■理由 現行同計画書(p. 22)に記載されているので、次期計画書に記載するのも当然と考えます。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業につきましては、地域生活支援事業の市町村事業として、実施見込みはございませんので、次期計画より削除しております。 障がい者を含めた権利擁護に関する取組みの推進につきましては、意見24にもございましたように、中核機関を中心として実施していく予定です。</p>
37	<p>■項目及びページ p. 53～56 必須事業 (1)理解促進研修・啓発事業・自発的活動支援事業</p> <p>■意見 以下の事柄をp. 56「サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性」に追加して計画書に反映させること。②以下の質問にご回答ください。 (計画書に追加)・羽島市出前講座等を通じて障害特性をわかりやすく解説するとともに、障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じて、障害者等の理解を深めるための教室を開催する。(質問)羽島市出前講座で講座名「障がい者福祉について」がありますが、2019年度の開催回数を教えてください。(備考:開催回数が少ないのであれば、市民への周知や詳細の中身(現行:手帳の交付について、障害福祉サービスについて)を見直すべきである。)</p> <p>■理由 同次期に意見募集している「羽島市環境基本計画」ではp. 41環境に関する講座内容を充実させるとあります。 羽島市障害者計画p. 54【課題】で知的障がい者や精神障がい者の約4割が差別的発言や行動を感じると回答されていますし、第6期羽島市障害福祉計画等計画書p. 23アンケート結果で「障がいや病気のことを理解してほしい」が上位です。現状やアンケートで障がいへの理解啓発が望んでいるのであれば新しい手段を試みることは大切だと思います。 羽島市出前講座は分野を問わず、施策・理解啓発としての施策として活用しているので講座名「障がい者福祉について」のメニュー内容を拡充して市民への理解啓発(障害特性、福祉用具等の使用等)を入れていただきたいと考えます。</p>	<p>出前講座として、2019年度は2回実施しております。</p> <p>現在においても、「障がい者福祉について」の出前講座の中身は、申請者からの希望によって内容の調整しております。ご意見につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

38	<p>■項目及びページ p. 39～43 第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画における成果目標</p> <p>■意見 計画(案)の39ページから43ページには、「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」から、「(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」までの6項目の成果目標が示されているが、国の基本指針には、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を含む7項目の成果目標が示されている。 30ページに「精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。」とあることから、成果目標についても「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を記載するべきではないか。</p> <p>■理由 国の基本指針に定める目標値としては、3項目が示されているが、これらのうち「1.精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」について、令和5年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることは、目標値として設定可能と考えるため。</p>	<p>【ご意見10及び35と同主旨】 ご主旨につきましては、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aにおいて、「都道府県のみでの設定で差し支えない」とされていることから、市において数値目標の記載はいたしません。 (市において、当該数値を把握しておらず、目標の設定及び実績について計上できません。) なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標につきましては、計画書に追加して記載します。</p>
39	<p>■項目及びページ p. 44～52 障がい福祉サービス提供の見込み量と確保の方策</p> <p>■意見 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においては、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方として、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」と「依存症対策の推進」が国の基本指針に追加されています。 本市の計画(案)にも「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」と「依存症対策の推進」を記載する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>■理由 国の基本指針に沿った計画とするため</p>	<p>【ご意見17と同主旨】 ご主旨の基本的考え方につきましては、追加して記載します。</p>
40	<p>■項目及びページ p. 59～62 障がい児福祉サービス提供の見込み量と確保の方策</p> <p>■意見 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」にあたっては、関連分野の支援の調整役であるコーディネーターを市及び市内相談支援事業所に配置していただいています。 必要となるコーディネーターの配置人数は、地域における医療的ケア児のニーズ等によって増減しますので、医療的ケア児の人数等を基に、コーディネーター配置人数の見込みを計画中に設定していただけたらと思います。</p> <p>■理由 国の基本指針に沿った計画とするため。</p>	<p>【ご意見26と同主旨】 ご主旨につきましては、計画書に追加して記載します。</p>

第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画に寄せられた意見

41	<p>■項目及びページ p. 63～64 計画推進体制</p> <p>■意見 第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画は、事業またはサービスの見込み量とその提供体制を確保するための計画であり、策定にあたっては、29ページから32ページに記載されているとおり、国からの基本指針が示されています。 計画自体は国の基本指針をベースに策定していただければと思いますが、その推進体制に関しては、新型コロナウイルス感染症等の影響により社会情勢や人々の価値観が変化し、今後さらに変化する可能性もあることから、計画が実態に沿わない状況が出てくるのではと考えます。 今後の社会情勢の変化や障がいのある方のニーズをとらえながら、適宜計画の見直しを実施していただけたらと思います。</p> <p>■理由 社会情勢やニーズの変化に適切に対応するため</p>	<p>見込み数値については、新型コロナウイルス感染症の影響を加味しながら、過去の伸びなどを参考に設定しています。ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、事業実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
----	--	---